

「精神保健福祉に関する制度とサービス」
解答資料

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の意義と内容

指定医・・・精神保健指定医

(↓以外の一定の要件を満たす医師・・・特定医師)

資格要件・・・医師として5年以上診断または治療に従事し、
3年以上精神障害の診断または治療に従事した経験を有すること 他

指定するのは誰？・・・厚生労働大臣

医療機関等における・・・医療保護入院等の入院の要否・行動制限の要否の判定

公務員として行う・・・措置入院の要否の判定

措置入院患者に入院に対応するための民間精神科病院・・・指定病院

指定するのは誰？・・・都道府県知事（指定都市市長）

入院患者の人権に配慮した処遇の確保を図る審査機関・・・精神医療審査会

設置・・・都道府県（指定都市）

事務を行っているのは？・・・精神保健福祉センター

↓

他の業務・・・精神保健及び精神障害者の福祉に関する

①知識の普及・調査研究

②相談指導のうち複雑困難なもの

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する・・・地方精神保健福祉審議会

設置・・・都道府県（指定都市）

誰の諮問に対し、意見を具申する？・・・都道府県知事（指定都市市長）

入院	入院形態	退院
<p><u>指定医…なし</u> <u>本人の同意に基づく入院</u> 入院中の権利事項等について書面で説明を行い、入院同意書を得なければならない。</p> <p>入院 1 年経過後時と 2 年おきに、入院に関わる同意の再確認を行う</p>	<u>任意入院</u>	<p><u>指定医…なし</u></p> <p>但し、入院の継続の必要があると認めた場合は、退院制限をすることができる。 (指定医…<u>72 時間</u>) (特定医師…<u>12 時間</u>) に限る</p>
<p><u>指定医…必要 (2名以上)</u> <u>自傷他害の恐れがある者を</u> 都道府県知事（指定都市市長）の権限により入院させる。</p> <p><u>指定医… 1 名の場合</u> <u>緊急措置入院 (72 時間)</u></p> <p>入院先は国、都道府県、独立行政法人が設置した精神科病院または、指定病院</p>	<u>措置入院</u>	<p><u>指定医…必要</u></p> <p>精神科病院または指定病院の管理者は、入院を継続しなくても自傷他害の恐れがないと認められた場合は、直ちにその旨等を保健所長を経て都道府県知事に届け出る。</p> <p>都道府県知事は入院を継続しなくても自傷他害の恐れがない場合は退院させなければならない。</p>
<p><u>指定医…必要</u> <u>自傷他害の恐れ…なし</u> <u>本人の同意が得られないとき、</u> <u>「その家族等」の同意で入院</u></p> <p>特定医師の場合…<u>12 時間</u>に限り入院させることができる</p>	<u>医療保護入院</u>	<p><u>指定医…なし</u></p> <p>医療保護者の入退院の場合、管理者は 10 日以内に保健所長を経由して、都道府県知事に「医療保護入院者の入院（退院）届」を提出する。（入院形態変更の場合も）</p>
<p><u>指定医…必要 (72 時間)</u> <u>特定医師…必要 (12 時間)</u></p> <p>入院に急を要し、その家族等の同意を得ることができない場合の入院</p> <p>入院先…<u>応急入院指定病院</u></p>	<u>応急入院</u>	<p>直ちに「応急入院届」を保健所長を経由して都道府県知事に届け出る。</p>

措置入院の申請・・・一般人から都道府県知事に対して申請を行える。

申請者の住所・氏名や疑いのある者の居住地や氏名、症状等を申請書に記載。

都道府県知事に提出。（口頭、電話等の文書以外の申請は認められない。）

他に、警察官、検察官、保護観察所の長、矯正保護施設の長の申請が規定されている。

「移送」

緊急に入院を必要とする状態であるが、本人が入院の必要性を理解出来ず、
家族や主治医等が説得の努力を尽くしても本人が病院にいくことを同意しない場合
「医療保護入院」及び「応急入院」をさせるために応急入院指定病院に移送する。

「行動制限」

原則として、通信や面会に関しては自由に行われることが必要。

行動制限ができない入院形態・・・すべての入院において行動制限が可能

いかなる場合の制限できない事・・・①信書の発受

②都道府県及び地方法務局、

その他人権擁護に関する行政機関の職員

ならびに患者の代理人の弁護士との電話、面会

(但し、患者の郵便物等に刃物や薬物等の異物が
明らかに同封されている場合は、例外事項として
患者本人に郵便物を開封させたうえで郵便物を渡し、
医師はその旨を診療録に記録をする。)

行動制限

自らの意思では退室できない個室に入室させる・・・隔離

患者の症状により、本人または周囲に危険が及ぶ可能性が高く、その他の方法でその危険性を
回避することが極めて困難であると判断された際に、他の患者から遮断する行動制限。

身体の一時的抑制・・・身体的拘束

患者の生命保護および重大な身体損傷を防ぐために、他の代替方法がない場合に行われる。

精神保健指定医でないと行えない行動制限・・・隔離（12時間以上）と 身体的拘束

行動制限を行った場合の記録

指定医の氏名、行動制限の内容、開始時の症状、開始（終了）年月日と時刻等を記録する。

更生保護制度

更生保護法第1条

更生保護制度の目的

「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、またはその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進を行い、もって社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること」

恩赦（おんしゃ）

「政令恩赦」と「個別恩赦」

「政令恩赦」は、政令で罪や刑の種類などの基準を決めて一律に行われる。
起訴や有罪判決ができなくなったり、有罪判決が無効になる「大赦」、
刑が軽くなったり、刑期が短くなる「減刑」、
有罪判決によって生じた資格の制限を取り除く「復権」の3種類がある。

「個別恩赦」は、日頃から行われている「常時恩赦」と、期間を限って行われる「特別基準恩赦」に分かれている。

いずれも有罪が確定した特定の人に対して恩赦を行うかどうか個別の審査で判断して恩赦の実施を決定する。

個別恩赦には、有罪判決が無効になる「特赦」、「減刑」、
刑罰を受ける必要がなくなる「刑の執行の免除」、「復権」の4種類がある。

例えば、道路交通法違反を何度も繰り返して免許停止となった人が罰金を納めてから3年経過し、再び処罰されていなければ、再び免許を取り直すことが可能となったり、医師免許を取り上げられた人が再び国家試験を受けられるようになるほか、公職選挙法違反で処罰された人が、失った公民権を回復することができる。

また、特別基準恩赦では、政令恩赦の対象から漏れた人、つまり、罰金刑を受け終わってから3年が経っていない人について「復権」を行うかどうか個別に審査するほか、病気などの理由で長期間刑の執行が停止状態にある人の「刑の執行の免除」を可能にする。

こちらは、罰金刑だけでなく「懲役刑」や「禁固刑」など重大な罪を犯した人も含まれるが、植物状態などで治る見込みが極めて低い人などが対象となっている。

https://www.fnn.jp/posts/00048609HDK/201910181730_NarumiSato_HDK より抜粋

犯罪者への処遇

刑務所、少年刑務所、拘置所等の矯正施設において行われる処遇・・・施設内処遇

社会生活を送る中で行われる処遇・・・社会内処遇

●更生保護の実施・・・社会内処遇

刑法学における刑罰の考え方

刑罰の本質は、犯罪という悪に対する報いであるという考え方・・・応報刑主義

刑罰の本質は、犯罪者の社会復帰のための教育であるという考え方・・・教育刑主義

●更生保護の考え方・・・教育刑主義

仮釈放等

収容期間満了前に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰社会復帰を図ろうとする処分。

刑事収容施設・・・仮釈放 (刑務所・少年刑務所・拘置所等)

労役場・・・仮出場

少年院・婦人補導院・・・仮退院

仮釈放の対象者

刑法 28 条

「懲役または禁錮に処せられた者に改悛の状があるとき、

有期刑についてはその刑期の 3 分の 1、無期刑については 10 年を経過した後、

行政官庁処分によって仮に釈放できる。」

(少年犯罪は特例→無期刑 7 年、本来は死刑処断の場合 10 年など)

また、本人の資質、生活歴、矯正施設内における生活状況、将来の生活計画、帰住後の環境等を総合的に考慮するとともに、悔悟の情、更生の意欲、再犯のおそれ、社会の感情の 4 つの事由を総合的に考慮するとともに、保護観察に付するが本人の改善更生のために相当であるとみとめられる場合に仮釈放等を決定できる。

保護観察の期間中に守るべき遵守事項が記された書類・・・「遵守事項通知書」

すべての者が守る・・・「一般遵守事項」

対象者ごと定める・・・「特別遵守事項」

仮釈放等は高齢者や知的・精神障害者は対象にならないことが多い。

高齢者・・・身元引受人がいない

知的・精神障害者・・・悔悟の情が表現できない。更生の意欲が低いと判断されがち。

地方更生保護委員会

地方更生保護委員会の業務

- 仮釈放の許可。またはその処分を取り消し。
- 仮出場の許可。
- 少年院からの仮退院の許可。少年院からの仮退院中の者を少年院に戻して収容する。
- 婦人補導員からの仮退院の許可、またはその処分の取り消し。
- 保護観察を仮に解除し、またはその処分を取り消す。
- 少年院からの退院の許可。
- 保護観察所の業務を監督する。

地方更生保護委員会（事務局）に配属される専門職・・・保護観察官

地方更生保護委員会は最終行政庁ではなく、不服がある者は、中央更生保護審査会
(法務省の審議会等の一つ)に審査請求をすることができる。

保護観察所

更生保護法及び売春防止法の定めるところにより、保護観察を実施する。

犯罪の予防を図るため、世論を啓発し、社会環境の改善に努め、地域住民の活動を促進する。

その他、更生保護法その他の法令によりその権限を属された事項を処理する。

【業務：保護観察、環境調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察など】

【保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等とネットワークを作り、協働して対象者に支援を行う。】

保護観察所に配属される専門職

医療観察法に関する業務等を行う・・・社会復帰調整官

保護観察に関する業務等を行う・・・保護観察官

保護観察

保護観察の機能

遵守事項を守らせる・・・指導監督

対象者が自立した生活を送ることができるように導く・・・補導援護

保護観察の態度や方法

- 個別処遇
- 必要かつ相当な限度
- 信頼関係に基づく処遇
- 国民の理解と協力

精神保健福祉法における「自傷・他害」と医療観察法の「重大な他害行為」

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律「申請等に基づき行われる指定医の診察等」に基づき厚生労働大臣の定める基準

入院させなければその精神障害のために、次の表に示した病状又は状態像により、自殺企図等、自己の生命、身体を害する行為(以下「自傷行為」という。)又は

殺人、傷害、暴行、性的問題行動、侮辱、器物破損、強盗、恐喝、窃盗、詐欺、放火、弄火等他の者の生命、身体、貞操、名誉、財産等又は社会的法益等に害を及ぼす行為(以下「他害行為」といい、原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。)を引き起こすおそれがある。

医療観察法 第二条

この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものとします。

- 一 「放火」 刑法第百八条から第百十条まで又は第百十二条に規定する行為
- 二 「強制わいせつ・強制性交等」 刑法第百七十六条から第百八十条までに規定する行為
- 三 「殺人」 刑法第百九十九条、第二百二条又は第二百三条に規定する行為
- 四 「傷害」 刑法第二百四条に規定する行為
- 五 「強盗」 刑法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百四十三条
(第二百三十六条又は第二百三十八条に係るものに限る。)に規定する行為

医療観察法

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

目的（第1条）

「この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な手続き等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってこの社会復帰を促進することを目的とする。」

【刑法第39条】

心神喪失者の行為は罰しない。心身耗弱者の行為はその刑を軽減する。

犯罪の3要素・・・

- 「構成要件該当性（行為・刑罰の類型に該当するか）」
- 「違法性（法にそむいているか）」
- 「有責性（責任能力があるか）」

医療観察法の対象

重大な他害行為（対象行為）を行ったもののうち、

- ・ 不起訴処分になった心神喪失者または心身耗弱者
- ・ 心身喪失によって無罪判決が確定した者
- ・ 心身耗弱によって刑が軽減され執行すべき刑期のない者（執行猶予付きの有罪判決を含む）

医療観察法の申し立て

検察官が地方裁判所に審判を申し立てることから始まる。

（検察官は対象行為を行った対象者について申し立てをしなければならない）

検察官・・・被疑者（罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）

を刑事裁判にかける（起訴）するか、しない（不起訴）かを判断する。

ただし、以下の対象者については申し立てしないこともできる。

- ・医療ならびに観察、指導が行われることによって、病状が改善され再発の防止と社会復帰を促進するとしている医療観察法の目的にそぐわない事例、医療を受けさせる必要性が明らかに無い場合。
- ・対象行為である「傷害」の程度が軽い場合で、対象者の病状や性格、生活環境を考慮して、医療観察法の処遇が必要ないと認めるとき。

20未満の場合

20未満の少年に関しては、家庭裁判所への「全件送致主義（示談などで不起訴にせず、裁判所に送致する）」がとられる為、検察官が起訴・不起訴の決定が出来ないため、原則として医療観察法の対象とはならない。（家裁からの刑事処分相当としての逆送など例外はある。）

その他申し立てができない場合

- ・対象者が刑もしくは保護処分の執行のため、刑事施設もしくは少年院に収容されている場合。
- ・対象者が外国人で出国した場合。

医療観察法処分までの流れ

精神障害者が重大な他害行為を行った場合



通報等により現場に警察官が向かう



傷害の程度が重い場合



警察署から検察庁に送致される



検察官は加害者（精神障害者）に
事情聴取 + 簡易鑑定
加害者の責任能力を把握する



精神障害により
責任能力がない場合



↓

責任能力がある場合 → 起訴

地方裁判所に医療観察法による処分の申し立てを行う

→ 被害者の傷害程度が軽く、
事件を起こした精神障害者の病状が穏やかな場合



現場に行った警察官の判断で
最寄りの保健所長に警察官通報



通報を受けた保健所は精神保健診察を実施し、
精神障害者を措置入院

精神障害により
責任能力がない場合



↓

責任能力がある場合 → 起訴

地方裁判所に医療観察法による処分の申し立てを行う

申し立て後の流れ

地方裁判所



裁判官と精神保健審判員
からなる合議体を組織する
↓
医療的判断 + 法的判断

→ →

対象者を鑑定入院させ
鑑定医に診断等を命令



→ 鑑定結果を基礎とし、
生活環境を考慮し、
精神保健参与員の
意見を聞き、処遇を決定



保護観察所に対して

対象者の生活環境調査を依頼



社会復帰調整官が
対象者やその家族と面接をし、
成育歴や病歴などを聴取して
生活環境調査報告書を作成

入院による医療



指定入院医療機関へ入院
(指定: 厚生労働大臣)



管理者は6ヶ月ごとに
地方裁判所に入院継続の
確認申し立てを行う

← 審判

→ 不処遇

(例) 鑑定入院で対象者が
精神障害でなかった場合など



検察官の判断による起訴など

↓

入院によらない医療

「精神保健観察」



- ・指定通院機関へ通院
- ・保護観察所の
社会復帰調整官が
必要な助言指導を行う

指定入院機関での治療プロセス

3ヶ月・・・急性期

→治療計画の設定

9ヶ月・・・回復期

→退院後の生活環境の調整

6ヶ月・・・社会復帰期

→処遇の実施計画（案）の策定

その後・・・退院許可申し立て

①病状が安定している

②必要な医療を自律的に求めることができる

③適切な支援体制が整えられている

指定通院期間での治療のプロセス

0～6ヶ月・・・前期通院医療（1週に1回の指定通院医療機関への外来）

→訪問看護、金銭管理等社会生活能力の維持

6～24ヶ月・・・中期通院医療（2週に1回の指定通院医療機関への外来）

→訪問看護、疾病の自己管理、金銭管理等社会生活能力の維持

24～36ヶ月・・・後期通院医療（2週に1回の指定通院医療機関への外来）

→訪問看護、確実な服薬、社会参加の促進、処遇終了後の準備

（通院期間延長決定があれば通院対象者の病状に応じて最大5年を上限に延長あり）

Memo